

イタリアの相互扶助協会 (1886年～1910年)

横山 隆作

I まえがき

淑徳大学初代学長長谷川良信には、「共済という事が眼目となる云々」の語がある¹⁾。「共済」とは、英語の mutual aid, イタリア語の mutuo soccorso, すなわち相互扶助, 共に済う, 互いに助け合うということであって、これは人間の本質的活動に他ならない。

本質的活動としての共済=相互扶助は、諸々の国と時代において、さまざまに多様な形態をとつて現象する。そこで本稿において筆者は、イタリアにおいて、19世紀末から20世紀初頭にかけての時期に最も盛んであった相互扶助協会を対象として、相互扶助協会の歴史的展開と、相互扶助協会・労働組合・協同組合・社会保障という労働者間相互扶助の形態的展開とをあづけ、相互扶助=「共済という事」の近代資本主義社会における意義を検討したいと思うものである。

注

1) 長谷川良信「社会事業とは何ぞや」『長谷川良信選集』、長谷川佛教文化研究所、上巻、17頁。

II 相互扶助協会の発達

まず19世紀後半以降のイタリアにおける相互扶助協会の発達を、若干の統計によってあとづけてみたい。

イタリアの独立・統一が達成されて間もない1862年末に、イタリア王国（ヴェネトとローマを含まず）にあった相互扶助協会は、総数443団体で、その内、データのある408団体の会員総数は121,635人であった。そしてこの内、250団体、会員総数約8万4千人は、人口6,000人以上の都市に存在していた²⁾。

1873年末に、ヴェネトとローマを含むイタリア王国内の相互扶助協会数は1,447団体(会員総数不明)であった。この内、宗教的宣誓を行う団体はカトリック15団体とユダヤ教1団体にすぎず、また加入者がある一つの職業にしばる職域結合の団体も非常に少數であった。この時期の特徴として、独立・統一以後の教育に対する社会的要請の高まりを反映して、疾病給付などの基本的事業の他に教育事業を行う相互扶助協会が増加しており、夜間学校、日曜学校、図書館等を開設しているものが50団体存在した³⁾。

1878年末には、全国の相互扶助協会数は2,091団体に増加し、会員総数は約36万人(データは1,959団体)に達した。この内、男性のみ加盟の団体数1,537、女性のみ加盟の団体数70、男女共の団体数481であった。また教育事業を行っている団体が443あり、特定の職業に加入者を限定している団体は391(19%)であった⁴⁾。

1885年末時点で、全国の相互扶助協会数は4,896団体に増加し、会員総数は573,178人(ただし一説に約80万4千人)に達した。この内でデータのある3,728団体を会員数規模別に分類すると、会員数100人以下のもの1,768団体、101~200人の団体1,197、201~500人の団体643、501~1,000人の団体94、会員1,001人以上の団体29となっている。これらの相互扶助協会として統計に入った団体の事業内容を見ると、労働および労働運動と関連する事業を行う団体が増加しており、例えば労働災害による傷病会員への給付・年金を行う団体1,041、労災死亡事故の遺族給付を行う団体588、失業給付を行う団体184、会員への職業紹介を行う団体173、賃金率の決定に関わる活動(すなわち労働組合活動)を行う団体8(この内7が印刷工の団体)となっている。これ以外の分野では、貯蓄・信用金庫981団体、生産・消費協同組合314団体、教育(学校、図書館)630団体、レクリエーション・サークル活動36団体など、さまざまな事業を行っている団体が存在した⁵⁾。

1886年4月15日法(法律第3818号)として、「相互扶助協会の合法的設立を認可する法律 Legge che approva la costituzione legale della società di mutuo soccorso.」が、第7次デプレーティス(Agostino Depretis)内閣の下で成立した。この法律は、まず第1条で「次項の全てもしくは一部を目的とする相互扶助のための労働者協会は、この法律によって定められた手続きにより、法人格を持つことができる」と述べ、その目的を「会員に対して病気、労働不能あるいは老齢の場合に給付を保障すること」と、「死亡した会員の家族に対する援助」と規定していた。また第2条の中では会員の教育(啓発)活動が認められていた。この法律に基づく登記によって相互扶助協会は法人格を取得し、会員の個人責任を免れ(第4条)、法人所得税その他諸税を免ぜられ、会員への給付金の差し押さえを免れる(第9条)等の優遇措置を受けられるようになった⁶⁾。

この法律は、イギリスの友愛組合法(Friendly society act, 1855年, 1875年)やプロイセンの登録共済金庫法(das eingeschriebene Hilfskassengesetz, 1876年)の形式にならった

ものであった。そして政府の立法意図は、財政基盤が比較的強固で経営に永続性のありそうな相互扶助協会を、一般会員のために公認し保護するとともに、他面、当時ようやく活発になってきた社会主義的傾向をもつ労働者団体を監視・統制しようとするものであった。

この1886年相互扶助協会法は、従来、種々の相互扶助諸機能を混在したまま保持してきた労働者の自発的組織をして、これ以降、相互扶助協会、協同組合、信用金庫、労働組合、政治結社等々へと、機能・形態を分離させてゆく契機となった。

1895年年初には、全国に6,725の相互扶助協会（法人格を持つ公認団体1,156）が存在し、会員総数は994,183人（データのある6587団体について）であった。この内、1,624団体が特定職業にのみ加入者を制限しており、他方4,021団体は加入者の職業を制限していない。また女性会員総数は24,580人である。この1895年統計によって、4,983団体の行っている事業を分類したものを表1に掲げる。当然のことながら、相互扶助協会の主要な、一般的な事業が、老齢、傷病、遺族、葬儀にかかる給付であることが分かる。また信用金庫や協同組合などは相互扶助協会とは別のカテゴリーの組織として扱われるようになってきている⁷⁾。

表1 1895年初の相互扶助協会事業分類

| 事 業 内 容 | 団体数(A) | % (B) |
|-------------------------------|--------|-------|
| 1. 老齢者、長期療養者、死亡した会員の遺族への給付・年金 | 2,256 | 45% |
| 2. 老齢者、労働不能者、遺族への臨時拠出による寄付 | 2,478 | 50% |
| 3. 出産・育児給付 | 451 | 9% |
| 4. 会員および会員の子弟への教育事業 | 417 | 8% |
| 5. 葬儀費 | 1,891 | 38% |
| 6. 会員の家族が死亡した際の弔慰金 | 241 | 5% |
| 7. 災害時特別寄付 | 489 | 10% |
| 8. 失業給付 | 234 | 5% |
| 9. 職業紹介 | 545 | 11% |
| 10. 求職（就職）のための旅費給付 | 429 | 9% |
| 11. 会員への貸付金 | 1,151 | 23% |
| (A) 各事業を行っている団体数 | 事業合計 | |
| (B) 4,983団体中の(A)の比率 | 10,582 | |

出典) イタリア農工商省統計総局、「1895年1月1日の相互扶助協会」、ローマ、1898年。引用は、

Dora Marucco, Mutualismo e sistema politico, cit., p. 189.

1904年末にイタリアの相互扶助協会は6,535団体（内1,548法人、会員約29万人が公認）、会員総数926,026人（6,347団体のデータ）であった。男性のみを会員とする団体は5,078、女性のみの団体252、男女共の団体1,017、女性会員総数76,608人となっている。会員数による規

模別分類を表2として掲げる。会員数700人以上の大規模な相互扶助協会はミラノやトリノの大都市に存在する。加入者の職業を限定している団体は極めて少数になってきており、都市に存在する小規模の団体だけになってきているが、これは相互扶助協会と労働組合の分離を示すものと考えられる。また地域的には北イタリアに偏っており、北部では人口1,000人中40.5人が相互扶助協会に加入しているのに対し、南部では10.1人にすぎない。相互扶助協会の97.6%が疾病給付を、25.2%が老齢者への長期給付・年金事業を行っている。収入面では、会員の拠出がほとんどを占め、名誉会員（会員数比率4.5%）の寄付や基金利子、店の収益などは合計しても7.2%にすぎない。相互扶助協会の積立金を公認法人と非公認団体について比較すると、公認法人のほうが2倍（1人当たり）ないし3倍（1団体当たり）多くなっている⁸⁾。

表2 1904年の相互扶助協会規模分類

| 会員数規模 | 団体数比率 |
|----------|-------|
| 100人未満 | 53.6% |
| 100～199人 | 27.3% |
| 200～299人 | 8.9% |
| 300～399人 | 4.4% |
| 400～499人 | 2.3% |
| 500～699人 | 3.8% |
| 700人以上 | 1.6% |

出典) イタリア農工商務省、「1904年12月31日のイタリアにおける相互扶助協会」ローマ、1906年。Arnaldo Cherubini, *Storia della previdenza sociale in Italia (1860-1960)*, Riuniti, Roma, 1977, p. 180.

19世紀末から20世紀初頭にかけての時期を頂点として、イタリアの相互扶助協会は団体数、会員数ともに少しづつ減少に向って行く。1924年末時点で、相互扶助協会総数5,719団体、この内公認法人2,130団体、非公認団体3,589であった。会員総数は約89万人で、公認法人男性会員366,826人、女性21,578人、非公認団体男性会員439,410人、女性57,579人であった。1895年初に比較すると、団体数で1,006減少、会員数で108,790人減少しているが、女性会員は逆に1924年末のほうが54,577人増加している⁹⁾。

注

- 2) Dora Marucco, *Mutualismo e sistema politico, il caso italiano (1862-1904)*, Franco Angeli, Milano, 1981, pp. 157, 158.
- 3) Ibidem, pp. 161-167.
- 4) Ibidem, pp. 171-176.
- 5) Ibidem, pp. 178-185. なお会員総数が一説に約80万というのは、Stefano Merli, *Proletariato di fabbrica e capitalismo industriale 1880-1900*, Nuova Italia, Firenze, 1976, vol. I, p. 582.
- 6) Donato Palazzo, *Le società operaie di mutuo soccorso, studio di un campione* : Francavilla Fontana, Lacaita, Manduria, 1974, pp. 176-180.

- 7) Dora Marucco, *Mutualismo e sistema politico*, op. cit., pp. 187–189.
 8) Ibidem, pp. 193–198.
 9) Franco Damiani, La «Macchinisti e Fuochisti» durante il regime fascista, in Giuseppe De Lorenzo, *La prima organizzazione di classe dei ferrovieri*, Ed. Cooperativa, Roma, 1977, p. 288.

III 相互扶助協会と労働組合

イタリアの労働組合は19世紀後半に結成されはじめ、20世紀に入って急速に発達した。1907年から1911年の間の平均で、労働組合加盟の工業労働者数約44万人、同じく組合加盟農業労働者・農民が約38万人、合計82万人が組織されていた¹⁰⁾。

さて19世紀末においても、相互扶助協会と労働組合の差異は必ずしも明瞭ではない。相互扶助＝共済活動は、労働者同士が職業生活の中でも行うことができるし、行わなければならぬ活動である。1904年のイタリア農工商務省統計総局が相互扶助協会の基本的規定とした「人生の不運な時に打撃を受けた会員を助けるために、定められた拠出金を共同の金庫に入れる団体¹¹⁾」という考え方には、労働組合についても妥当するのである。

歴史的実例を見ると、イタリア労働組合運動の嚆矢といわれる1710年もしくは1738年にトリノに設立された「聖印刷工組合 Unione Pio-tipografica」は、狭義の相互扶助活動と、賃金率や徒弟数の維持という労働組合活動の両面を規約にもっていた¹²⁾。

1884年、ロムバルディア州マントヴァ県の農民・農業労働者によって結成された相互扶助協会は、規約第2条において、傷病時の休業手当と賃金引上げ等の両方を協会の目的としてあげている¹³⁾。

明らかに労働組合である「ミラノ金属労働者抵抗同盟 Lega di resistenza fra gli operai metallurgici e affini di Milano」はイタリア金属労働組合(FIOM)の前身であるが、この抵抗同盟の1891年の規約を見ると、失業(ストライキ)・疾病による休業手当や求職旅費の支給、組合員の教育事業を行っていたことが分る¹⁴⁾。

さらに1894年1月発表の「イタリア書籍労働者連合 Federazione Italiana dei lavoratori del libro」の基本規約第5条は組合の目的として、1) 賃金率の維持、2) 失業、求職旅費、疾病、老齢、遺族の諸給付、3) 就業斡旋、4) 技能教育、5) 経済闘争、6) 生産協同組合、7) 団結、8) 婦人・児童の労働安全衛生、9) 出来高制の廃止、10) 監獄労働の廃止を列挙している¹⁵⁾。

このような問題について、ジョルジョ・カンデローロ¹⁶⁾やガストーネ・マナコルダ¹⁷⁾などの日本でも知られた研究者を含むイタリアの労働運動史研究者の多くは、労働者相互扶助協

会から労働組合への移行という歴史的把握をしているように思われる。すなわち19世紀後半のイタリアにおける資本主義の発達とともに、資本と労働の階級闘争が激化し、労働者の経済的「抵抗」を目的とした労働組合が分離・独立してきたのである。例えばマナコルダの著作から、1880年代前半に開催された北部イタリアの相互扶助と労働者教育を主目的とする労働者団体連合体のいくつかの会議において、抵抗（ストライキ）をめぐって激論が交された記録を見ることができる¹⁸⁾。

さらにステファーノ・メルリは、改善協会（Società di miglioramento）という名称の労働者組織の過渡的性格に着目して、相互扶助協会→改善協会→抵抗同盟（lega di resistenza 労働組合）という道筋を提示し、そしてこのような変化の直接契機として社会主義運動の影響をあげている¹⁹⁾。

以上のような考え方は、ヨーロッパ労働組合運動史の通説とも一致する。しかしこれらは、労働組合の方を主として、労働組合の発生を相互扶助協会からの形態転化として歴史的に説明したものであって、相互扶助協会の方を主にした理論ではない。そこで改めて、例えば1880年代～1890年代の労働組合と社会主義に対する政府の弾圧が厳しかった時代に、多くの労働者団体が相互扶助協会を表看板にあげて隠れ蓑としたことを考えてみると、労働組合も相互扶助協会も、労働者の自主的な助け合い運動を根拠にした同根の組織であったことを再確認せざるをえない。ということは、相互扶助協会も労働組合も、労働運動の諸類型として、それぞれの機能の差異をもつ組織形態であり、これを説明すると、必ずしも適切な表現ではないかもしれないが、相互扶助協会の活動は労働者集団において内向的であり、もっぱら集団内の個人対個人の関係の契機を重視するのに対して、労働組合運動は、職域集団の団結によって外向的であり、資本家・工場経営者に対する対抗的共同行動の契機を重視していると言えるのではないだろうか。

注

- 10) イタリア農工商務省の労働者組織統計による。Sergio Zaninelli (a cura di), *Storia del movimento sindacale italiano*, vol. II, CELUC, Milano, 1973, p. 324.
- 11) D.Marucco, *Mutualismo e sistema politico*, op. cit., p. 195.
- 12) Vittorio Franchini, *Prime lotte operaie nell'Italia unita*, in *L'economia italiana dal 1860 al 1961*, Giuffrè, Milano, 1961, p. 519.
- 13) Rinaldo Salvadori (a cura di), *La Boje!, Avanti!*, Milano, 1962, p. 271.
- 14) S.Merli, *Proletariato di fabbrica……*, op. cit., vol. II, Documenti, p. 92.
- 15) Ibidem, vol. II, p. 295.
- 16) ジョルジョ・カンデローロ、石黒寛・代久二訳『イタリア労働組合運動小史』国民文庫、1955年、第1章を参照。
- 17) Gastone Manacorda, *Il movimento operaio italiano attraverso i suoi congressi, Dalle origini alla formazione del Partito socialista (1853-1892)*, Riuniti, Roma, 1971 (1963), 第VI章等を参照。

- 18) Ibidem, Vedi, cap.V. 山崎功『イタリア労働運動史』青木書店, 1970年, 第I章, V章を参照。
- 19) S.Merli, Proletariato di fabbrica……, op. cit., vol. I, pp. 584-609. 河野穂『イタリアの危機と労資関係』新評論, 1976年, 19-25頁を参照。

IV 相互扶助協会と協同組合

イタリアは協同組合運動の活発な国である。

1865年にイタリアの生産・消費協同組合は60団体（生産協組8）であった²⁰⁾。

1870年8月11日法の第5条は、福祉(beneficenza)を目的として会員間に物資を配給する協同組合については消費税を免除するとした。この頃はまだ相互扶助協会と協同組合の法的区分は明瞭ではなかった²¹⁾。

1882年の商法改正は「有限責任の協同組合」を法人格として認可した²²⁾。

1886年4月の相互扶助協会法（前述）の施行に際しては、かなりの数の相互扶助協会が事業の性格と必要により、商法下の協同組合法人を選択し、相互扶助協会としての公認を得ようとはしなかった。同じ1886年10月10日には「全国協同組合連合 Federazione nazionale delle cooperative」が、ミラノに本部を置き、加盟248団体をもって結成された。この連合は1893年5月に「イタリア協同組合連合 Lega nazionale delle società cooperative italiane」に改組された。この同盟は1896年に254団体を擁していた²³⁾。

1887年末時点で協同組合のカテゴリーに入っていた団体は2,795以上、約3,000団体で、その内訳は表3の通りである。

表3 1887年末の協同組合

| 種類 | 団体数 | |
|-----------------------|--------------|--------------|
| 民衆銀行(banche popolari) | 604 | |
| 信用組合(相互扶助協会付属の小さなもの) | 981 | |
| 生産・消費協同組合 | 会員制牛乳店 | 224 (ないし590) |
| | 農業日雇労働者の協同組合 | 47 (ないし 74) |
| | 工業労働者の協同組合 | 106 |
| | 経営者・地主の協同組合 | 52 |
| | 家屋建築協同組合 | 69 |
| | 消費協同組合 | 684 |
| | その他 | 28 |
| | | |

出典) Maurizio Degl'Innocenti, Storia della cooperazione in Italia, Riuniti, Roma, 1977, pp. 10, 11.

1889年7月11日法（法律6,214号）は商法の改定で、生産・労働協同組合に対する公共事業の入札についての法律であった。この法律の主旨は、労働者によって構成され、商法上の法人として県に登録されている生産・労働協同組合は、契約額10万リラ以下で、かつまた「費用中に労働力の価値が優越」するような公共事業（土木・水利事業等が主）について、請負額の10%の入札供託金を納めることによって入札に参加し、国・自治体と契約を結ぶことができる。（ただし組合員外雇用者は組合員数の2分の1を越えない等の条件が付く）というものであった²⁴⁾。

この法律は1896年にさらに改定されて、「労働力の価値が優越」する事業に限るという条項が停止され、契約額上限も引上げられて、協同組合の公共事業請負は一層活発化した。土木水利事業を主とする公共事業の協同組合請負が最も盛んに行われたのはエミーリア・ロマニア州で、1889年から1907年までの19年間に1,143件、総額約2,822万リラ（全伊協組請負額の50%）の契約を結んだ。さらに1910年から1912年の3年間には265件、総額約1,569万リラ（全伊協組請負額の52%）の契約を結んだ。同州の中でもことにラヴェンナ県の生産・労働協同組合は、1889～1907年に453件、1,247万リラ、また1910～1912年に86件、770万リラの契約を結んでいた。この最後の数字を仮に1年間250万リラの契約とすれば、これは日賃金2.5リラの労働者の100万人日分に相当する。これらの北イタリア、ポー河下流地方の生産・労働組合は、その大きな組織力によってイタリア社会党の有力な政治基盤となつた²⁵⁾。

1902年に、イタリア国内の協同組合は2,199団体（加えて在外イタリア人の団体322、その他不明302、合計2,823団体）、組合員総数567,450人（加えて外国在住の44,416人、その他26,861人、合計638,727人）となった。これらの協同組合を種類別にして表4に掲げる。ただしこの内には1902年当時に736行存在したといわれる民衆銀行は含まれていない。

20世紀に入って協同組合は急速に発達した。1910年に、イタリア国内の協同組合は4,960団体、組合員数約77万人になり、1915年には7,435団体、約96万人に達した。しかもこの数値には、民衆銀行や農村金庫等の信用事業を行う団体は含まれていない。1910年と1915年の州別・種類別協同組合数を表5に掲げる。最も協同組合の団体数の多いのはエミーリア・ロマニア州で、生産・労働協同組合が多く、次いでミラノという大都市を含むロムバルディーア州が多く、ここでは消費協同組合が発達している²⁶⁾。

表4 1902年の協同組合

| 協 同 組 合 の 種 類 | 団 体 数 | 組 合 員 数(人) |
|----------------------------|-------|------------|
| 消費協同組合 | 860 | 181,594 |
| 会員制ブドー酒・蒸溜酒店 | 14 | 2,958 |
| 会員制牛乳店 | 89 | 4,941 |
| 協同組合パン屋 | 25 | 4,974 |
| 農業の生産・労働協同組合 | 29 | 4,665 |
| 公共事業・労働協同組合 | 454 | 56,671 |
| 工業の労働協同組合 | 153 | 9,298 |
| 住宅・建築協同組合 | 48 | 11,264 |
| 協同組合銀行、農村金庫 | 350 | 132,736 |
| 農業協同組合 (consorzi agrari) 等 | 139 | 26,642 |
| 保険協同組合 | 25 | 129,705 |
| 教育協同組合 | 13 | 2,002 |
| イタリア国内合計 | 2,199 | 567,450 |

出典) M. Degl' Innocenti, Storia della cooperazione in Italia, op. cit., p. 158.

表5 1910, 1915年の協同組合、州別、種類別組合数

| 州 種類 年 | 消 費 | | 生産・労働 | | 建 築 | | 農 業 | | 保 険 | | 合 計 | |
|--------------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|-------|------|------|-------|-------|
| | 1910 | 1915 | 1910 | 1915 | 1910 | 1915 | 1910 | 1915 | 1910 | 1915 | 1910 | 1915 |
| ピエモンテ | 188 | 277 | 109 | 151 | 14 | 33 | 84 | 95 | 75 | 64 | 470 | 620 |
| リグーリア | 68 | 105 | 103 | 183 | 48 | 70 | 22 | 27 | 4 | 4 | 245 | 389 |
| ロムバルドィア | 484 | 704 | 298 | 394 | 79 | 144 | 140 | 224 | 16 | 11 | 1,017 | 1,477 |
| ヴェネト | 143 | 191 | 174 | 322 | 27 | 59 | 84 | 95 | 3 | 2 | 431 | 669 |
| エミリア・ロマーニャ | 157 | 338 | 555 | 886 | 61 | 133 | 214 | 216 | 3 | 2 | 990 | 1,575 |
| トスカナ | 267 | 358 | 131 | 239 | 75 | 127 | 38 | 42 | 3 | 4 | 514 | 770 |
| マルケ | 105 | 111 | 46 | 78 | 6 | 10 | 22 | 26 | | | 179 | 225 |
| ウムブリア | 38 | 56 | 15 | 31 | 2 | 7 | 6 | 10 | | | 61 | 104 |
| ラツィオ | 16 | 28 | 184 | 226 | 48 | 122 | 61 | 65 | 8 | 6 | 317 | 447 |
| アブルッツォ・モリーゼ | 32 | 30 | 6 | 12 | 3 | 3 | 11 | 21 | 1 | 2 | 53 | 68 |
| カムパニア | 35 | 47 | 63 | 111 | 6 | 18 | 55 | 53 | 4 | 2 | 163 | 231 |
| プーリア | 30 | 40 | 85 | 146 | 5 | 13 | 43 | 64 | | | 163 | 263 |
| バシリカータ | 2 | 6 | 8 | 14 | | 6 | 11 | 16 | | | 21 | 42 |
| カラブリア | 28 | 42 | 10 | 46 | | 2 | 20 | 27 | | | 58 | 117 |
| シチリア | 53 | 63 | 82 | 159 | 1 | 3 | 105 | 145 | 4 | 4 | 245 | 374 |
| サルデニヤ | 6 | 12 | 10 | 24 | 4 | 2 | 9 | 22 | 4 | 4 | 33 | 64 |
| 合 計 | 1,652 | 2,408 | 1,879 | 3,022 | 379 | 752 | 925 | 1,148 | 125 | 105 | 4,960 | 7,435 |

出典) M. Degl' Innocenti, Storia della cooperazione in Italia, op. cit., p. 241.

協同組合もまた勤労者の相互扶助＝共済活動の一形態である。

しかし現実の資本主義的商品経済の中での協同組合の事業は、利潤追求という資本主義的企業活動に類似せざるをえない。協同組合が、組合員の長期にわたる利益のために組織を永続させようとするならば、営利を目的とした企業と同様に資本蓄積を行い、競争に負けないようにしなければならないのである。

カール・マルクスは、「労働者たち自身の協同組合工場は、旧来の形態（資本主義的工場制度のこと）の内部では、旧来の形態の最初の突破である。といっても、それはもちろん、つねに、その現実的組織においては、既存制度のあらゆる欠陥を再生産し、また再生産せざるをえないのであるが」と述べている²⁷⁾。

協同組合の発達は、イタリア資本主義の発達に対する勤労者自身の生活防衛運動の活発化であり、勤労者間の相互扶助精神の一層の発展を意味するものであるが、しかし同時に、勤労者達がどのようにしても資本主義的商品経済システムから逃れ出しができず、むしろますます深く、このシステムの核である私的所有という観念に浸透されてゆくことも意味している。

- 20) Maurizio Degl' Innocenti, *Storia della cooperazione in Italia, La Lega nazionale delle cooperative 1886—1925*, Riuniti, Roma, 1977, p. 9.
- 21) Ibidem, p. 75.
- 22) 堀憲一「イタリア農業協同組合連盟の成立過程に関する一考察」『東京経学会誌』第120号（1981年3月），3頁，
- 23) M.Degl' Innocenti, *Storia della cooperazione in Italia*, op. cit., pp. 126—128.
- 24) Ibidem, pp. 105—108.
- 25) Ibidem, pp. 213—215, 298—299.
- 26) Ibidem, pp. 240—241.
- 27) カール・マルクス、長谷部文雄訳『資本論』第3部、第5篇、第27章、角川文庫(七)164頁。Karl Marx, Friedrich Engels, Werke, Dietz, Berlin, 1977, Band 25, S.456.

V 相互扶助協会と社会保障制度

全国的に多数の民衆暴動がおこった1898年には、政府の厳しい労働運動弾圧が行われる一方で、重要な社会保障法が制定された。

1898年3月17日法（法律第80号）労働災害保険法 *Legge per la istituzione di una cassa nazionale di assicurazione per gli infortuni sul lavoro* (1898年7月25日同法施行規則、1899年6月18日工業・企業における災害予防一般規則)は、1883年7月8日法（法律第1473号）労働災害保険国民金庫法という任意加入の労災保険制度を義務制（強制加入）に改めたものであった。この法律は、工業、鉱山、建設・建築業の従業員5人以上の事業所に雇用される労働者が、不慮の事故か他の者の過失によるかの原因を問わず、発生した労働災害によ

る外傷性事故にあった場合、本人の障害の程度に応じた給付を受けられる、経営者(事業主)全額拠出の保険制度であった。給付は、5日未満の労働不能となる傷病については給付せず、労働不能第6日以降1日につき平均賃金の2分の1給付し、永続的絶対的労働不能および死亡事故については5年間分の賃金(3,000リラ以上、死亡の場合は遺族へ)給付するというものであった²⁸⁾。この制度は被保険者強制加入であったが、保険者は労働災害国民保険金庫でも、民間の保険金庫(大企業の場合など)でもよいことになっていた。被保険労働者数は、労災国民金庫加入者が1902年に202,355人、1913年に554,208人であり、これに加えて民間の保険金庫に加入している者が多数いて、加入者合計は国・民間合せて1908年に約103万人であった²⁹⁾。この労働災害保険制度については当時既に、労働安全衛生についての経営者の責任を免除するものであるとか、非外傷性の職業病には給付されないこととか、農業労働者が除外されていること(1917年になって農業労働者にも適用)とかの批判が存在した。

1898年7月17日法(法律第350号)労働者老齢廃疾保障国民金庫設立法 Legge per la istituzione di una cassa nazionale di previdenza per la invalidità e per la vecchiaia degli operai は、任意加入制の労働者の老齢・障害年金制度であった。この国民金庫はローマに本部を置き、国家の監督を受けるが、運営は独立の法人である年金保険機関であった。この年金の加入資格者は肉体労働者と日雇労働者であり、また拠出は年間6リラ以上100リラ未満で25年間、給付開始年齢は65歳(60歳から減額年金、あるいは障害を負った時から)であった。老齢年金給付モデルでは、25歳から60歳まで35年間に毎年9リラずつ拠出して、年金年額102.6リラを受けることになっていた³⁰⁾。

当時既に、商業海運の船員、公務員、公立初等学校教員、軍人、公的機関および社会福祉団体に勤務する医師は、1864年以降のそれぞれの法律によって老齢障害年金に加入しており、また民間の労働者の内の若干は相互扶助協会の老齢年金や民営の年金保険に加入していた。このため前記の老齢廃疾国民金庫に加入する労働者は少なく、被保険者総数は1900年末に10,280人、1903年末に127,165人と増加したものの、1906年には実質85,300人に減少してしまった。政府は事務職員の加入を認める(1906年)などの法改正を度々行ったが、うまくゆかず、結局、第1次大戦後に義務制の老齢障害年金制度となった。

婦人労働の問題はイタリアにおいても深刻な問題であった。次に20世紀初頭のイタリアにおける婦人労働者の労働諸条件、健康状態、そして1910年の勤労母性保険(母性国民金庫)について述べておきたい。

1901年2月10日国勢調査では、総人口3,357万人、工業の有業者約399万人、有業者中女性137万人であり、また男女の未成年有業者46万5千人であった、工業の賃金労働者259万人中、女性は72万7千人であり、女性労働者の多かったのは繊維(紡績、織布)工業の女性労働者

35万5千人（男女合計44万6千人）や被服工業の女性労働者26万6千人（男女合計56万人）であった³¹⁾。このように20世紀初頭のイタリア工業においては女性労働者が全体の3分の1弱を占め、ことに繊維工業では8割が女性労働者であった。

1903年、労働事務庁（Ufficio del Lavoro）の婦人労働者調査によれば、女性労働者の賃金は、日給0.75リラ未満の者の数が12.3%，0.75～1リラ28%，1～1.5リラ40.7%，1.5～2リラ13.4%，2リラ以上5.6%となっていた。このような賃金水準は、工業の肉体労働者全平均賃金2.58リラ（1903年）の2分の1程度であり、相当に低い水準と見なければならない。

労働時間については、1902年6月19日法（法律242号）婦人・児童労働保護法が、女性の労働時間を1日12時間をこえてはならないと定めていたが、実際のところ、12時間一杯に働く工場が普通で、しばしば13～14時間に及んだ。

女性労働者の年齢は、1903年の調査で、15～20歳の者が38.5%，21～35歳の者が44.7%となっているが、ただし繊維工業では12～21歳の者が55.8%を占めていた³²⁾。

それでは女性労働者の健康状態はどのようなものであったか。イタリア人道協会（Società Umanitaria）が1903年にミラノで行った出生児調査によれば、全体の乳児（生後1年未満）死亡率が22.46%であるのに対して、家の外に出て労働する母親の乳児死亡率は31.73%であった。同じくミラノにおいて、1901年から1906年の期間の調査では、全体の乳児死亡率が19.96%なのに、女性労働者の乳児死亡率は59%に達した。

1913年6月にローマで開催された第4回イタリア職業病会議の資料によると、6歳未満で死亡した児童数の対妊娠・出生数比率は、専業主婦グループでは23.8%であるのに対して、女工グループでは29.4%と高くなっている³³⁾。

「女工と結核」は日本と同じくイタリアにおいても重大な問題であった。イタリアの大都市ミラノにおける結核死亡率は1870年代にピークとなり、人口1,000人中の結核死者数は1873年に4.4人、1877年に4.1人であった³⁴⁾。20世紀初頭における主要疾病死者数は表6のごとくである³⁵⁾。ちなみに日本では人口100万人中の全結核死者数が1900年（明治33年）に1,637人、1930年（昭和5年）に、1,856人となっている。

表6 主要疾病年間死者数（人口100万人中の人数）

| 期間(年平均) | 天然痘 | はしか | しょう紅熱 | 腸チフス | ジフテリア ・クラーク | 結核 | マラリア | ペッラグラ |
|------------|-----|-----|-------|------|----------------|-------|------|-------|
| 1887～1889年 | 534 | 655 | 337 | 836 | 825 | 2,129 | 595 | 115 |
| 1900～1902年 | 63 | 250 | 41 | 391 | 161 | 1,727 | 403 | 95 |
| 1912～1914年 | 33 | 226 | 114 | 213 | 105 | 1,477 | 75 | 26 |
| 1921～1923年 | 13 | 112 | 59 | 239 | 76 | 1,415 | 110 | 5 |

出典) Roberto Finzi 論文, AA.VV.Salute e classi lavoratrici in Italia……, op. cit., p. 419.

1880年代のミラノにおけるピエトロ・フェッラーリの調査による職業別死者総数中の結核死亡者比率を表7に示した。結核で死亡する者の多い職種は、殆んどが男性の印刷工以外は、仕立・縫製工、執事・女中、紡績工、タバコ製造工など、いずれも女性労働者の極めて多い職種である³⁶⁾。

マルケ州のイエージ (Jesi) やファーノ (Fano) は絹紡績・織物工業の盛んな地方である。イエージの絹工業労働者については、死者総数中の結核死亡者数比率は、1901年に17%，1911年に22%であった。また当地では1900年から1928年までの結核死亡者全体の内の約40%が女性であった³⁷⁾。

イタリア金属労働組合 (FIOM) のリーダーであったブオツツィ (Bruno Buozzi) は、両大戦間当時の製糸女工のイメージを次のように伝えている。「絹紡績のはじめの作業段階に従事する女工は、糸口をとり、機械に導入するための機械的手段を持たず、代りに、マユに口を近づけて、糸口を引くために強く吸い込み、そして指の間にとる。このような行為は死の接吻 (il bacio della morte) とよばれるが、それはこのような空気の強い吸引の長期のくり返しが肺纖維に強い影響を与え、長い間には結核の形態へと進む原因となるからである³⁸⁾。」

1910年7月17日法 (法律第520号) 勤労母性保険国民金庫法 Legge per la istituzione di una cassa nazionale di assicurazione per le lavoratrici madri は、5人以上雇用の工・鉱業、商店、旅館、病院に勤務する15歳以上50歳以下の女性を強制加入させる制度であった。拠出額は、15歳以上20歳未満が年間1リラ、20歳以上50歳以下が年間2リラで、これを労使が折半拠出する。給付は、出産 (または流産) 前1週間および出産 (流産) 後30日間に、出産期就労禁止期間中の賃金保障として30リラ (場合によりさらに10リラ付加) が給付される。しかし当時の女性労働者の内のかなりの数の者が、1902年の婦人・児童労働法およびこの勤労母性保険法による出産後1ヵ月間の就労禁止を、期間が長すぎるとして喜こばなかったといわれている³⁹⁾。

表7 1886～1889年平均の総
死亡者中の結核死亡者数比率

| 職種 | % |
|----------|------|
| 総人口 | 10.4 |
| 15歳以上人口 | 15.3 |
| 富 裕 階 層 | 9.8 |
| 農業日雇労働者 | 5.5 |
| 製 靴 工 | 19.3 |
| 仕立職、縫製工 | 47.5 |
| 執事・女中 | 27.0 |
| 鍛冶屋、鉄工 | 25.5 |
| 大工、指物師 | 19.4 |
| 紡 繢 工 | 32.9 |
| (事務) 職員 | 21.5 |
| タバコ製造工 | 42.2 |
| 教 師 | 19.3 |
| レンガ積工、石工 | 17.0 |
| 金銀細工師 | 28.2 |
| 印 刷 工 | 36.0 |

出典) Chiara Borro Saporiti 論文, Salute e classi lavoratrici in Italia……, op. cit., p. 450.

注

- 28) Ada Llonni, Fatalità o responsabilità ? Le "jatture" degli infortuni sul lavoro : la legge del 1898, in Maria Luisa Betri e Ada Gigli Marchetti (a cura di), AA.VV. Salute e classi lavoratrici in Italia dal' Unità al fascismo, Franco Angeli, Milano, 1982, pp. 742-747, 755.
- 29) Arnaldo Cherubini, Storia della previdenza sociale in Italia (1860-1960), Riuniti, Roma, 1977, pp. 114, 130, 137.
- 30) Francesco Vitolo, Principi regolatori dell' assicurazione per l'invalidità, la vecchiaia e i superstiti (1898-1947), Giuffrè, Milano, 1983, pp. 12-22, 89-97.
- 31) Carla Ficola, Legislazione sociale e tutela della maternità nell' età giolittiana, in Salute e classi lavoratrici in Italia, op. cit., p. 700.
- 32) Ibidem, pp. 701, 702.
- 33) Ibidem, pp. 703-705.
- 34) Chiara Borro Saporiti, La tubercolosi polmonare a Milano nella seconda metà dell' ottocento : un tentativo d' interpretazione, in Salute e classi lavoratrici……, op. cit., p. 452.
- 35) Quando e perché fu sconfitta la pellagra in Italia, in Salute e classi lavoratrici……, op. cit., p. 419.
- 36) Chiara Borro Saporiti, La tubercolosi polmonare a Milano……, op. cit., pp. 445-448, 450.
- 37) Paolo Sorcinelli, Il "bacio della morte". Lavoro femminile e tubercolosi nelle filande marchigiane (1900-1930) : indicazioni di ricerca e primi risultati, in Salute e classi lavoratrici……, op. cit., p. 159.
- 38) Ibidem, p. 158.
- 39) Carla Ficola, Legislazione sociale e tutela della maternità……, op. cit., pp. 709, 710.
Arnaldo Cherubini, Storia……, op. cit., pp. 170, 171.

VI 相互扶助協会の例

個々の相互扶助協会の具体的な姿をつかむために、地域的労働者相互扶助協会の例としてプーリア州の「オネスト・ラヴォーロ」と、職域的結合の例としてミラノに本部を置く「イタリア国有鉄道機関士相互扶助協会」の歴史と規約について見てみたい。

1902年8月13日、イタリア南部のプーリア州レッチャ県フランカヴィッラ・フォンターナ(Francavilla Fontana, タラントとプリンディジの中間に位置する町)に、「オネスト・ラヴォーロ Onesto Lavoro」つまり「公正な労働」という名称の労働者相互扶助協会が設立された。この団体は当初91名をもって組織され、1902年9月30日の申請により同年12月6日登記、1903年5月29日にレッチャの裁判所で公認された⁴⁰⁾。

1904年末当時、プーリア州には公認56団体、未登記53団体、合計109の相互扶助協会があり、この内の約45%は1890年以後に設立されたものであった。これらの団体の会員数は、公認55団体が男性7,860人、女性315人の合計8,179人、未登記51団体が男性4,992人、女性95人

の合計5,087人、総合計1万3千人強であった⁴¹⁾。

「オネスト・ラヴォーロ」創立時の規約によれば、協会の目的は「相互扶助、労働における団結と統一、集団生活の中でなければ完遂できない使命」となっており、また具体的には「苦悩する人間の無限の進歩とすべての人の幸いの為に効果的に協力すべきであるが故に、労働者の教育、啓発、福祉および倫理的文化的解放を推進する」(第3条)となっている。協会の会員資格は、「技能もしくは職能を遂行し、その労苦の成果によって生活する労働者」(第5条)となっている。加入時の条件としては、18歳以上45歳未満の、世間の評価を得ており、読み書きのできる、健康な者は加入することができ(第6条)、反対に、犯罪前歴者、泥酔者、住所不定などの者は加入できない(第7条)⁴²⁾。

入会金は年齢に応じて、18歳以上25歳未満1リラ、25歳以上30歳未満1.25リラ、30歳以上1.5リラとなっている。会費は、年間7.2リラ(月額60チェンテージミ)で、この額は高くはないが最低でもない中位よりやや低めの額である。

会員の権利として、疾病による休業について、加入後3年以上の会員は1日75チェンテージミの給付を受けられ(第12条)、また、老齢または障害による労働不能者は、加入後8年以上の会員が1日50チェンテージミ、加入後10年以上の会員が1日60チェンテージミ、加入後20年以上の会員が1日1リラ25チェンテージミの終身給付を受けられる(第13条)⁴³⁾。

この協会の事業としては、その他に、加入後6年以上の会員に対する50リラの貸付金(規約上の金利年3%，実際は1906年のケースで年利8%)を行い、夜間学校、日曜日の講演会や音楽会を行い、また会員の葬儀には協会として参列し、遺族に弔意金を贈る。1904年からこの協会は10名以上20名以内の会員による演劇を年1回開催している。また常設の集会所を開き、ここでは平日夕方5時以降、休日昼2時以降、会員が集って談話したり、トランプ(多額の賭金を禁止)したりして過すことができる⁴⁴⁾。

このように「オネスト・ラヴォーロ」という労働者相互扶助協会は、相互扶助の基本的機能の上に、教養・娯楽サークルとしての活動を強化していった。

次に鉄道機関士の職域の相互扶助協会の例を見てみよう。

最初の組織は、1862年4月4日トリノに設立された蒸気機関車機関士による相互扶助協会「博愛」であり、以後イタリア各地の鉄道会社にいくつもの相互扶助協会が結成された。なかでも1877年5月1日ミラノに設立された「上部イタリア鉄道機関士(運転士、汽罐士)相互扶助協会」が、1878年10月時点で会員約600名を擁して最も強固であり、これが中心となって1885年の鉄道合併後、「イタリア鉄道機関士相互扶助協会 Società di mutuo soccorso fra macchinisti e fuochisti」が結成された。一方1882年以降に各地に鉄道員の消費協同組合が結成され、また1889年以降に労働者党(POI)の影響を受けて社会主義的傾向をもつ労働組合である「鉄道員ファッショ」がボローニャ、ミラノ、ジェノヴァ等に結成され、また1890

年にはミラノに鉄道員の「貯蓄協会」が結成された。鉄道員の相互扶助協会、労働組合等の組織は1890年代に連合を結成し、1892年にはイタリア社会党(PLI)の支部組織となった。1894年4月、イタリア鉄道機関士相互扶助協会、鉄道員組合、地中海鉄道從業員貯蓄協会、各地の鉄道員ファッショその他の約60団体の代表者が集って、「イタリア鉄道員同盟 Lega ferrovieri italiani」を結成し、じきに1万4千名を組織し、これも社会党に加盟したが、しかし同年10月、政府の弾圧によって同盟は解散させられた。1896年には、再建されたイタリア鉄道員同盟、機関士相互扶助協会、貯蓄協会、「レクリエーション・サークル Circolo Ricreativo」の4団体が中心となって、ミラノに「イタリア鉄道員の家建設のための鉄道員協会組合」を結成し、1898年に「鉄道員の家」が完成した。この「鉄道員の家」は4階建ての立派なビルで、鉄道員諸団体の経営する旅館、レストラン、消費協同組合、会員制パン屋、図書館、青少年レクリエーション・センター等を含むものであった。1898年の大弾圧の後、1899年に鉄道員同盟は鉄道員労働組合「解放 Riscatto」へと姿を変えた。鉄道員の労働諸団体はこの後20世紀に入って、1905年の鉄道国有化と、さらにこのころから激化した革命的サンディカリズムと社会党および労働総同盟の改良主義派との抗争の中で紆余曲折を経ることになる⁴⁵⁾。

現在筆者の手元にある「イタリア国有鉄道機関士（運転士、汽罐士、機関区職員）相互扶助協会」の規約は1922年版であり、老齢年金を社会保険（強制加入）に譲っているなどの第一次大戦後の改訂を経ているが、基本的には20世紀初頭の労働者相互扶助協会の形式を残しているものと考えてよいであろう。この規約によれば、拠出金は、入会金が年齢別に、20歳以上30歳未満5リラ、30歳以上35歳未満10リラ、35歳以上40歳未満25リラ、以上に加えて規約代30チェンテージミ、また月額会費が現在勤務中の者について5リラ、年金受給中の会員は2ないし4リラとなっている（第7条）。給付は、疾病・入院給付1日5リラ、最長240日間プラス30日間を事故の10日後より給付、休業給付（おそらくストライキを含む）1日10リラ、最長15日間を休業第1日目から給付、逮捕・拘留救援給付1日10リラを第1日目から給付、協会加入後1年以上の会員の死亡について遺族への弔意金500リラ（以上11条、13条）となっている⁴⁶⁾。

今まで述べてきたことから、要するに、鉄道機関士の相互扶助協会が、労働組合、貯蓄協会、消費協同組合、余暇活動サークル等と並んで、またそれらと緊密に結びつきながら、それ自身独立の組織と機能をもって活動していたものと考えることができよう。

注

40) Donato Palazzo, *Le società operaie di mutuo soccorso*, op. cit., pp. 315, 316.

41) Ibidem, p. 262.

42) Ibidem, p. 441.

43) Ibidem, pp. 442, 275.

- 44) *Ibidem*, pp. 443, 467, 470, 324–335.
- 45) Giuseppe De Lorenzo, *La prima organizzazione di classe dei ferrovieri*, op. cit., pp. 55–237.
- 46) Statuto della Società di Mutuo Soccorso fra Macchinisti e Fuochisti T.V., Macchinisti ed Operai Assistenti T.E., Capi e ff. Capi Deposito delle Ferrovie dello Stato, *Ibidem*, pp. 327–351.

VII 結 語

相互扶助は人間の本質的活動である。相互扶助活動は、その多面的な機能を多様な組織・活動形態において現象させる。19世紀後半以降のイタリアにおいて、相互扶助活動は、資本主義の発達にともない、諸々の特殊な機能と形態を展開させていった。

まず原初的形態としての、傷病・休業・葬儀等についての積立てと給付を主な事業とし、あわせて自主的教育活動を行う相互扶助協会が生まれ、この多くが労働者相互扶助協会となつた。そして労働者相互扶助協会の中から、その狭い活動の枠をこえて、労働過程において直接に生活の改善を計るべく、労使関係をめぐって活動する労働組合（抵抗同盟）や、事業を生産・消費の直接的経済活動に特殊化した協同組合が分離し発達した。その後、国民的な相互扶助機構である社会保障制度が設立され、漸次拡張されていった。社会保障制度は、例えば、劣悪な労働条件下に最も相互扶助活動を必要としながら、低所得のため、従来の相互扶助協会の自主的共済制度に加わることが困難であった女性労働者をも包含した制度であるという意味では、相互扶助の一層の発展形態であるが、他面ここにはまた、政府の対労働運動政策の一環として、労働者自身の自主的活動・組織に対抗的な意図も存在していた。さらに20世紀に入ると、原初的形態としての相互扶助協会は、地域・職域の文化サークルないし親睦クラブ的な事業を中心とする共済組織になってゆく。

以上のような相互扶助活動の機能的・形態的展開は、社会的生産力の上昇とともに勤労者の生活改善が可能になってゆく社会的・全般的過程の一部分であるが、これは同時に、友愛と團結を核心とする相互扶助活動が、資本主義的商品経済の発達に適応して、活動を合理化し、効率を高めていった過程でもある。労働組合、協同組合、社会保障制度等は、一つの本質的活動としての相互扶助の持つ個別諸機能を強化し、組織形態を合理化し、効率を高めた特殊なシステムであるが、このような特殊なシステムの成長に代って、20世紀に入って後、相互扶助協会という原初的組織は後退し減少してゆく。そして友愛と團結という相互扶助の fundamental concept は、これら特殊な諸システムのストライキ、協働と競争、ナショナル・ミニマム等の局面においてますます尖鋭化される一方、人間相互の関係の結び目に貨幣をおき、貨幣という契機に媒介されるよそよそしい関係の表層を飾る観念になってゆく。かくして相互扶助活動と、私的利害もしくは小集団利害の優越する行動との矛盾が激しくなり、この矛盾を法

律・規則によって抑えようとするとかえって官僚制・官僚主義が組織を深く侵すことになるのである。

このような疎外のダイナミズムを今日一気に解決する方法は存在しない。しかし、共に済う、互いに助け合う活動の必要性はますます高まっている。さしあたって今、筆者がわずかに言いうることは、一つは、今日の社会においては人間生活のすべてに貨幣がからみついている以上、友愛と団結の諸組織も貨幣の重荷から逃れることはできないのだから、この重荷を背負って行かなければならないということであり、いま一つは、貨幣を用いて、しかも代価を支払う交換ではない、無償の行為を自覚し、利己的幻想を拭い去る必要があるということである。

La società di mutuo soccorso in Italia (1886-1910)

Ryusaku YOKOYAMA

I. Introduzione.

Ryōsin Hasegawa, il fondatore della Shukutoku Università ha scritto: "il mutuo soccorso è un punto essenziale". Il mutuo soccorso è la attività essenziale del uomo.

II. Sviluppo della società di mutuo soccorso in Italia moderna.

La società di mutuo soccorso è stata al colmo nella fine del XIX secolo, e poi si è indebolita gradualmente.

III. La società di mutuo soccorso ed il sindacato operaio.

IV. La società di mutuo soccorso e la società cooperativa.

V. La società di mutuo soccorso e la previdenza sociale.

Si scrivono la legge 17 marzo 1898, n.80, di assicurazione per gli infortuni sul lavoro, la legge 7 luglio 1898, n.350, di previdenza per la invalidità e la vecchiaia degli operai e la legge 17 luglio 1910, n.520, di assicurazione per le lavoratrici madri.

VI. Due campioni della società operaia di mutuo soccorso <Onesto Lavoro> e la <Società Mutuo Soccorso Macchinisti Fuochisti>

VII. Conclusione.

Il sindacato operaio, la cooperativa e la previdenza sociale, queste sono le forme particolare che le funzioni di mutuo soccorso si adatte al capitalismo e si sono sviluppate. La monetà si attorciglia intorno a queste forme particolare, e la contraddizione tra il spirito del mutuo soccorso e l'interesse privato si intensifica.